

(総則)

第1条 この規程は、本学会の学術領域に関する研究および学会の発展に優れた業績があったと認められ者を顕彰する事に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 顕彰のために日本評価学会（以下「学会」という）に以下の賞を置き、それらを学会賞と総称する。

- 2 日本評価学会論文賞（以下、論文賞）
- 3 日本評価学会奨励賞（以下、奨励賞）
- 4 日本評価学会功績賞（以下、功績賞）

(論文賞)

第3条 論文賞は、編集委員会の選定をもとに、本学会誌に掲載された原著論文が評価学研究に大きく貢献したと認められる者に授与する。

(奨励賞)

第4条 奨励賞は、評価学研究の進歩に寄与する優れた研究をなし、なお将来の発展を期待しうる者に授与する。

(功績賞)

第5条 功績賞は、評価学の発展に関し顕著な功績のあった者に授与する。

(受賞者の決定)

第6条 学会賞の受賞者は、学会賞・審査倫理委員会において推薦し、理事会で決定する。

(受賞者の顕彰)

第7条 学会賞の受賞者には賞状及び副賞を授与する。

(選考)

第8条 学会賞の受賞者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

第9条 本規程の改正は理事会の議を経て行う。

付 則

この規程は、2022年7月17日から施行する。